

# しまね子ども・若者育成推進サポーター（しまね子若サポ）登録事業実施要綱

## （目 的）

第1条 県内で子ども・若者育成支援活動に取り組む個人や団体及び子ども・若者育成支援活動に関心を持つ個人や団体が互いに交流し、得意な活動や情報を伝え合うことで、ネットワークをつなぎ、より力強く活動をしたり活動の範囲を広げたりすることを目的とする。

## （事業の実施主体）

第2条 青少年育成島根県民会議（以下、県民会議）は青少年育成市町村民会議の協力を得ながら、本事業を実施する。

## （定 義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

しまね子ども・若者育成推進サポーター（以下、しまね子若サポ）

子ども・若者育成支援活動に取り組む個人や団体及び子ども・若者育成支援活動に関心を持つ個人や団体であって、当該事業に登録した者

## （事業の内容）

第4条 県民会議はしまね子若サポの登録を行い、その登録内容を公開するとともに、その活動を支援するため、情報提供及び交流活動等の必要な取組を実施する。

## （しまね子若サポの活動）

第5条 しまね子若サポの行う活動は次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・若者育成支援活動に取り組む上で役立つ技術や情報等の伝達
- (2) しまね子若サポ同士の情報交換によるネットワークづくり

## （登録要件）

第6条 しまね子若サポとして登録できる個人及び団体はつぎの各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人の住所あるいは団体の事務局の所在地が島根県内であること。
- (2) 自主的かつ継続的に子ども・若者育成支援活動に取り組んで行こうという意思があること。
- (3) 子ども・若者育成支援活動に取り組む団体等の交流や活動支援に積極的に参加する意思があること。
- (4) しまね子若サポの活動にあたり、営利を目的とした活動、政治的活動、宗教活動又はこれに類する活動を行わないこと。

## （登録申請）

第7条 しまね子若サポの登録を受けようとする個人及び団体は、「しまね子ども・若者育成推進サポーター登録申込書」により、県民会議会長に申請するものとする。

2 県民会議会長は、前項による申請内容を審査し適当と認めるときは、しまね子若サポとして登録する。

## （登録の取り消し）

第8条 県民会議会長は、しまね子若サポに登録した個人及び団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に反したとき、または反することが明らかであるとき。
- (2) 活動の実施にあたり著しく不誠実であると認められるとき。
- (3) 登録辞退の申し出があったとき。
- (4) 前号に揚げるもののほか、県民会議会長が取り消すべきものと判断したとき。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運用に必要な事項については、県民会議会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。